

(平成23年2月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年4月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年7月から49年4月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

昭和47年に農林共済を抜けた後、妻が町内会の婦人会の人に国民年金保険料を夫婦2人分納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻については、昭和47年6月に44年7月から45年3月までの国民年金保険料を特例納付していること、46年度の12か月分の国民年金保険料を追納していることが、A町の被保険者名簿及び被保険者台帳により確認でき、申立人の妻の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得時期から、国民年金制度発足の準備期間である昭和35年10月から36年3月にかけて払い出されたことが確認でき、その後、52年8月に重複して手帳記号番号が払い出されたことにより申立期間①が未加入期間とされているが、申立期間①当時においては国民年金保険料は現年度納付が可能であり、納付意識の高かった申立人の妻が、自身の国民年金保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しないとは考え難い。

2 申立期間②においても、申立人の妻は、A町の被保険者名簿により現年度納付していることが確認でき、申立期間②において、申立人の保険料を納付しない事情は見当たらない。

3 申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法について、町内会の婦人会の集金人に納付していたと供述しているところ、申立期間当時、A町においては納付組織の設置がなされ、婦人会による納付組織が国民年金保険料の徴収を実施していたことや、申立人の供述する集金人とみられる氏名の集金人の存在が確認されたことから、申立人の供述に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

私は、中学校卒業後、家業の漁業に従事し、20歳の時に父親がA市B支所で国民年金に加入手続した。当時、家族4人分の国民年金保険料は、漁業協同組合の父親名義の預金口座から引き落とされ、同組合が金融機関に納付していた。保険料の納付は全て同組合に任せており、申立期間当時は漁も順調であり、保険料を払えないような事情は全く思い当たらないので、申立期間のみ家族4人の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金制度準備期間中に夫婦連番で国民年金に加入手続しており、申立人及び申立人の妹が20歳になった時点で直ちに加入手続を行っている上、家族の国民年金加入期間については申立期間を除き未納は無く、納付期間は全て現年度納付であることが納付記録で確認できることから、申立人の父親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間の前後の昭和45年4月から49年3月までの期間について、同居家族4人の国民年金保険料の納付日は全て同一日であることがA市被保険者名簿の検認記録で確認できることから、「家族4人分の国民年金保険料は、漁業協同組合の父親名義の預金口座から引き落とされて組合が銀行等で納付していた。」との供述と符合しており、納付意識の高かった申立人の父親が、申立期間の15か月分だけ保険料を納付しない事情は見当たらない。

さらに、「申立期間当時は漁も順調であり、下の弟も働いていたため、

保険料を納付できないような事情は全く思い当たらない。」との申立人の供述に不自然さは見られず、申立人の妹も同様の証言をしていることから、申立期間の国民年金保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和44年6月の結婚後は国民年金に任意加入し、当時A町役場職員であった夫に保険料を預けて定期的に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

結婚後から記帳してきた家計簿に国民年金保険料の納付状況が記載されているので、申立期間の保険料支出額が記載されているページを抽出して証拠資料として提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月及び12か月と短期間である上、申立人は、昭和44年6月の婚姻後は国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金保険料は納付済みであり、厚生年金保険からの切替手続を適切に行っているほか、60歳以降にも任意加入し保険料を前納するなど、納付意識は極めて高いことがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠資料として提出された家計簿については、検証の結果、外見上も紙質の経年劣化が確認できる上、その他の家計に係る収支の記載内容からも不自然さは見られないことから、当時真正に作成されたものと認められ、家計簿に記載されている国民年金保険料の金額は、全て実際の保険料額と一致することが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年2月までの期間、49年11月から50年2月までの期間、50年11月から51年2月までの期間、51年12月から52年2月までの期間、52年11月から53年2月までの期間、53年11月から54年2月までの期間、54年11月から55年3月までの期間及び55年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年2月まで
② 昭和49年11月から50年2月まで
③ 昭和50年11月から51年2月まで
④ 昭和51年12月から52年2月まで
⑤ 昭和52年11月から53年2月まで
⑥ 昭和53年11月から54年2月まで
⑦ 昭和54年11月から55年3月まで
⑧ 昭和55年12月から56年3月まで

申立期間について、年金事務所に照会したところ、申立期間は厚生年金保険との重複納付期間であったことから、国民年金保険料を還付したとのことであるが、還付通知を受けたことも無く、還付金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、同期間は厚生年金保険被保険者期間である上、これ以前に納付可能な国民年金の未納期間が無いことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、国民年金被保険者台帳には、申立期間の保険料に係る還付金額や

還付決定日が明確に記載されているところ、申立期間のうち、申立期間③から⑦の期間の還付金額については、本来還付されるべき金額よりも少ない金額が記載されているものの、その記載のみで申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情とは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても、還付の記憶が無いとするだけであり、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。